

# 令和7年大府市規則一覧

公布日 令和7年12月23日

第56号 大府市役所の窓口時間に関する規則

第57号 大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

第58号 大府市運動広場管理規則の一部を改正する規則

第59号 大府市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則

第60号 大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第61号 大府市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

大府市役所の窓口時間に関する規則をここに公布する。

令和 7 年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

## 大府市規則第56号

### 大府市役所の窓口時間に関する規則

大府市役所（大府市役所の位置を定める条例（昭和45年大府市条例第1号）に規定する大府市役所をいう。）の窓口時間は、大府市の休日を定める条例（平成元年大府市条例第31号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前9時から午後5時まで
- (2) 水曜日 午前9時から午後7時45分まで

### 附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

## 大府市規則第57号

### 大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年大府市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第13条の2 略	第13条の2 略
2 条例第15条の2 第2項に規定する市長が規則で定める基準は、 <u>100分の107.5</u> の割合の範囲内で市長が定めるものとする。	2 条例第15条の2 第2項に規定する市長が規則で定める基準は、 <u>100分の105</u> の割合の範囲内で市長が定めるものとする。
3 略	3 略

別表第1及び別表第2を次のように改める。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 行政職報酬表(1)

職務の級	1級	2級
号給	基準額	基準額
	円	円
1	195,800	242,000

2	196, 900	243, 300
3	198, 100	244, 700
4	199, 200	246, 100
5	200, 300	247, 500
6	202, 000	248, 900
7	203, 600	250, 300
8	205, 200	251, 700
9	206, 700	253, 100
10	208, 400	254, 300
11	210, 000	255, 600
12	211, 600	256, 900
13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000

26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600

50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400

74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900

98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800
119		315, 100
120		315, 400
121		315, 700

122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

備考 条例第7条第3項の規定により計算して得た額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に満たないときは、当該地域別最低賃金の額を条例第7条第3項の規定により計算して得た額とみなす。

別表第2（第3条関係）

行政職報酬表(2)

職務の級	1級	2級
号給	基準額	基準額
	円	円
1	198,200	240,400
2	199,900	241,200
3	201,600	242,000
4	203,300	242,700
5	205,000	243,400
6	206,700	244,100
7	208,300	244,900
8	209,900	245,600
9	211,500	246,400
10	213,000	247,100
11	214,500	247,800
12	215,900	248,400

13	217, 300	249, 100
14	218, 800	249, 500
15	220, 300	250, 000
16	221, 800	250, 400
17	223, 200	250, 900
18	224, 600	251, 300
19	226, 000	251, 800
20	227, 400	252, 200
21	228, 800	252, 500
22	229, 800	252, 800
23	230, 900	253, 100
24	232, 000	253, 400
25	233, 000	253, 900
26	233, 800	254, 400
27	234, 700	254, 800
28	235, 500	255, 300
29	236, 400	255, 800
30	237, 200	256, 300
31	238, 000	256, 700
32	238, 800	257, 100
33	239, 600	257, 400
34	240, 100	257, 900
35	240, 600	258, 400
36	241, 100	258, 800

37	241, 700	259, 200
38	242, 200	259, 700
39	242, 700	260, 100
40	243, 200	260, 500
41	243, 700	260, 900
42	244, 000	261, 300
43	244, 300	261, 800
44	244, 700	262, 100
45	245, 100	262, 400
46	245, 500	262, 800
47	245, 900	263, 200
48	246, 300	263, 500
49	246, 600	263, 900
50	246, 900	264, 300
51	247, 200	264, 600
52	247, 500	264, 900
53	247, 700	265, 300
54	248, 000	265, 600
55	248, 300	265, 900
56	248, 600	266, 300
57	248, 800	266, 600
58	249, 100	266, 900
59	249, 400	267, 200
60	249, 600	267, 500

61	249, 800	267, 800
62	250, 100	268, 100
63	250, 400	268, 400
64	250, 600	268, 700
65	250, 800	268, 900
66	251, 100	269, 200
67	251, 400	269, 500
68	251, 600	269, 700
69	251, 800	269, 900
70	252, 100	270, 200
71	252, 400	270, 500
72	252, 600	270, 700
73	252, 800	270, 900
74	253, 100	271, 200
75	253, 400	271, 500
76	253, 600	271, 700
77	253, 800	271, 900
78	254, 100	272, 200
79	254, 400	272, 500
80	254, 600	272, 700
81	254, 800	272, 900
82	255, 100	273, 200
83	255, 300	273, 500
84	255, 600	273, 700

85	255, 800	273, 900
86	256, 000	274, 100
87	256, 300	274, 400
88	256, 600	274, 700
89	256, 800	274, 900
90	257, 100	275, 100
91	257, 400	275, 400
92	257, 600	275, 600
93	257, 800	275, 900
94	258, 100	276, 200
95	258, 400	276, 500
96	258, 600	276, 700
97	258, 800	276, 900
98	259, 100	277, 200
99	259, 400	277, 400
100	259, 600	277, 700
101	259, 800	277, 900
102	260, 100	278, 100
103	260, 400	278, 400
104	260, 600	278, 700
105	260, 800	278, 900
106		279, 100
107		279, 400
108		279, 600

109		279, 900
110		280, 200
111		280, 500
112		280, 700
113		280, 900
114		281, 200
115		281, 400
116		281, 600
117		281, 900
118		282, 200
119		282, 500
120		282, 700
121		282, 900
122		283, 100
123		283, 400
124		283, 700
125		283, 900
126		284, 100
127		284, 400
128		284, 700
129		284, 900
130		285, 100
131		285, 400
132		285, 700

133		285,900
134		286,100
135		286,400
136		286,700
137		286,900

備考 条例第7条第3項の規定により計算して得た額が最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に満たないときは、当該地域別最低賃金の額を条例第7条第3項の規定により計算して得た額とみなす。

第2条 大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 条例第15条の2第2項に規定する市長が規則で定める基準は、<u>100分の106.25</u>の割合の範囲内で市長が定めるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 条例第15条の2第2項に規定する市長が規則で定める基準は、<u>100分の107.5</u>の割合の範囲内で市長が定めるものとする。</p> <p>3 略</p>

## 附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（以下「規則」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の規則の規定は、大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大府市条例第30号）第7条第1項に規定する月額

で報酬を定める職員については、令和7年4月1日から適用する。

3 前項の規定は、令和7年12月1日前に退職した職員については、適用しない。

4 第1条の規定（規則第13条の2第2項の改正規定に限る。）による改正後の規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

大府市運動広場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第58号

大府市運動広場管理規則の一部を改正する規則

大府市運動広場管理規則（平成25年大府市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>大府市屋外スポーツ施設管理規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市<u>屋外スポーツ施設</u>の設置及び管理に関する条例（昭和54年大府市条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、大府市<u>屋外スポーツ施設</u>（以下「<u>屋外スポーツ施設</u>」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用時間及び休日）</p> <p>第2条 <u>屋外スポーツ施設</u>の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>名称</td><td>利用時間</td></tr></table>	名称	利用時間	<p>大府市<u>運動広場</u>管理規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市<u>運動広場</u>の設置及び管理に関する条例（昭和54年大府市条例第15号。以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、大府市<u>運動広場</u>（以下「<u>運動広場</u>」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用時間及び休日）</p> <p>第2条 <u>運動広場</u>の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>利用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td><u>5月1日から10月31日</u> <u>11月1日から4月30日</u></td></tr><tr><td></td><td><u>まで</u> <u>まで</u></td></tr></tbody></table>	名称	利用時間		<u>5月1日から10月31日</u> <u>11月1日から4月30日</u>		<u>まで</u> <u>まで</u>
名称	利用時間								
名称	利用時間								
	<u>5月1日から10月31日</u> <u>11月1日から4月30日</u>								
	<u>まで</u> <u>まで</u>								

改正後			改正前		
	横根グラウンド	横根グラウンド	横根グラウンド	横根グラウンド	横根グラウンド
横根グラウンド	5月1日から10月31日 まで	午前6時から午後9時 30分まで	横根グラウンド	午前6時から午後9時 30分まで	午前8時から午後9時 30分まで
	11月1日から4月30日 まで	午前8時から午後9時 30分まで			
略	略			略	
横根フットサル コート	5月1日から10月31日 まで	午前6時から午後6時 まで	横根フットサル コート	午前6時から午後6時 まで	午前8時から午後6時 まで
	11月1日から4月30日 まで	午前8時から午後6時 まで			
横根多目的グラ ウンド	5月1日から10月31日 まで	午前6時から午後6時 まで	横根多目的グラ ウンド	午前6時から午後6時 まで	午前8時から午後6時 まで
	11月1日から4月30日 まで	午前8時から午後6時 まで			
略	略			略	
石ヶ瀬多目的グ ラウンド	5月1日から10月31日 まで	午前6時から午後6時 まで	石ヶ瀬多目的グ ラウンド	午前6時から午後6時 まで	午前8時から午後6時 まで
	11月1日から4月30日 まで	午前8時から午後6時 まで			
米田多目的グラ	5月1日から10月31日	午前6時から午後6時	米田多目的グラ	午前6時から午後6時	午前8時から午後6時

改正後			改正前		
	まで	まで	ウンド	まで	まで
ウンド	まで <u>11月1日から4月30日</u>	まで <u>午前8時から午後6時</u>			
	まで	まで			
スケートパーク おおぶ	3月1日から9月30日 まで <u>10月1日から2月末日</u>	午前9時から午後6時 まで <u>午前9時から午後5時</u>			
	まで	まで			

2 前項の表に規定する屋外スポーツ施設（夜間照明施設を利用する場合における横根グラウンド及び大府市営テニスコート並びにスケートパークおおぶを除く。）の利用時間の終了時刻よりも日没時刻が早い場合は、前項の規定にかかわらず日没時刻をもって終了時刻とする。

3 屋外スポーツ施設（スケートパークおおぶを除く。）の休日は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

4 スケートパークおおぶの休日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで。ただし、大府市立学校管理規則（昭和45年大府市教育委員会規則第7号）第6条第2項に規定する学校の休業日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

改正後	改正前
(2) <u>12月28日から翌年1月4日まで</u>	
5 市長は、 <u>前各項</u> の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、利用時間及び休日を変更し、又は臨時休日を定めることができる。 (利用の手続)	4 市長は、 <u>前3項</u> の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、利用時間及び休日を変更し、又は臨時休日を定めることができる。 (利用の手続)
第3条 <u>屋外スポーツ施設</u> を利用しようとする者は、大府市 <u>屋外スポーツ施設利用許可申請書</u> （第1号様式）又は大府市 <u>屋外スポーツ施設利用許可申請書兼使用料免除申請書</u> （第1号様式の2又は第1号様式の3。以下これらを「申請書」という。）を利用の日までに市長（条例第10条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。以下次項、次条、 <u>第4条の2</u> 、第6条、第8条及び第9条第2項において同じ。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。	第3条 <u>運動広場</u> を利用しようとする者は、大府市 <u>運動広場利用許可申請書</u> （第1号様式）又は大府市 <u>運動広場利用許可申請書兼使用料免除申請書</u> （第1号様式の2又は第1号様式の3。以下これらを「申請書」という。）を利用の日までに市長（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。以下次項、次条、第6条、第8条及び第9条第2項において同じ。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、申請者に対して大府市 <u>屋外スポーツ施設利用許可書</u> （第2号様式）又は大府市 <u>屋外スポーツ施設利用許可書兼領収書</u> （第2号様式の2又は第2号様式の3。以下これらを「許可書」という。）を交付しなければならない。	2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、申請者に対して大府市 <u>運動広場利用許可書</u> （第2号様式）又は大府市 <u>運動広場利用許可書兼領収書</u> （第2号様式の2又は第2号様式の3。以下これらを「許可書」という。）を交付しなければならない。
3 略 (利用の許可の変更及び取消し)	3 略 (利用の許可の変更及び取消し)
第4条 利用者は、許可書に記載された内容を変更して利用しようとする	第4条 利用者は、許可書に記載された内容を変更して利用しようとする

改正後	改正前
<p>とき、又は利用の取消しをしようとするときは、大府市<u>屋外スポーツ施設</u>利用許可変更・取消申請書（第3号様式）に許可書を添えて、利用の日の7日前までに市長に提出し、その許可又は承認を受けなければならぬ。</p>	<p>とき、又は利用の取消しをしようとするときは、大府市<u>運動広場</u>利用許可変更・取消申請書（第3号様式）に許可書を添えて、利用の日の7日前までに市長に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。</p>
<p><u>(スケートパークおおぶの利用の手続)</u></p>	
<p><u>第4条の2 前2条の規定にかかわらず、スケートパークおおぶを利用しようとする者は、スケートパークおおぶ利用許可申請書（第3号様式の2）を市長に提出し、スケートパークおおぶ利用許可証（第3号様式の3。この条において「許可証」という。）の交付を受けなければならぬ。</u></p>	
<p><u>2 許可証の交付を受けた者がスケートパークおおぶを利用しようとするときは、許可証を提示しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 許可証を紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。</u></p>	
<p><u>4 許可証の有効期間は、交付を受けた日から2年間とする。</u></p>	
<p>（使用料の還付）</p>	
<p><u>第6条 市長は、使用料条例第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>（1）災害その他の事故により屋外スポーツ施設の利用ができなくなつたとき。</u></p>	<p>（使用料の還付）</p> <p><u>第6条 市長は、使用料条例第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>（1）災害その他の事故により運動広場の利用ができなくなったとき。</u></p>

改正後	改正前
(2) 条例 <u>第6条第1項第3号</u> の規定に該当したとき。	(2) 条例 <u>第7条第1項第3号</u> の規定に該当したとき。
(3) 略	(3) 略
2 市長は、前項の規定により使用料を還付するときは、大府市 <u>屋外スポーツ施設</u> 使用料還付通知書（第4号様式）により通知するものとする。 (利用後等の措置)	2 市長は、前項の規定により使用料を還付するときは、大府市 <u>運動広場</u> 使用料還付通知書（第4号様式）により通知するものとする。 (利用後等の措置)
第9条 利用者（第3条第1項ただし書の規定により、許可を受けずに利用する者及び第4条の2第1項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）は、 <u>屋外スポーツ施設</u> の利用を中止し、又は利用が終わったときは、速やかに備品等を所定の場所に戻す等の必要な措置を講じなければならない。	第9条 利用者（第3条第1項ただし書の規定により、許可を受けずに利用する者を含む。以下同じ。）は、 <u>運動広場</u> の利用を中止し、又は利用が終わったときは、速やかに備品等を所定の場所に戻す等の必要な措置を講じなければならない。
2 略 (遵守事項)	2 略 (遵守事項)
第10条 利用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(6) 略	第10条 利用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(6) 略
(7) 中学校就学の終期に達するまでの者がスケートパークおおぶを利用する場合は、ヘルメットを必ず着用すること。	
(8) 小学校就学の終期に達するまでの者がスケートパークおおぶを利用する場合は、保護者又は成人の引率者が付き添うこと。	
(9) 略 (指定管理者の指定の申請)	(7) 略 (指定管理者の指定の申請)

改正後	改正前
第12条　条例 <u>第11条第1項</u> の規定による申請は、市長が定める期間内に、 大府市 <u>屋外スポーツ施設</u> 指定管理者指定申請書（第5号様式）を市長に 提出することにより行うものとする。	第12条　条例 <u>第12条第1項</u> の規定による申請は、市長が定める期間内に、 大府市 <u>運動広場</u> 指定管理者指定申請書（第5号様式）を市長に提出する ことにより行うものとする。
2 略	2 略

第1号様式から第3号様式までの規定中「運動広場」を「屋外スポーツ施設」に改める。

第3号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式の2（第4条の2関係）

スケートパークおおぶ利用許可申請書

大府市長 殿

申請日 年 月 日

フリガナ			
氏名			
郵便番号	〒	—	
住所			
生年月日	年	月	日
電話番号			

誓約書

私は（保護者は）、利用のきまり（別紙）やマナーを守り、施設管理者の指示に従い、一切の事故について自己責任で解決することを約束して、スケートパークおおぶを利用します。

年 月 日

氏名（利用者本人の自署）

（利用者が中学生以下の場合）

保護者氏名（自署）

住所

電話番号

※中学生以下は保護者の同意が必要です。

※小学生以下は保護者と一緒に利用する必要があります。

管理者 記入欄	登録番号	受付日	受付者
		年 月 日	

第3号様式の3（第4条の2関係）

(表面)

年	月	日
スケートパークおおぶ利用許可証		
番号		
氏名		
有効期限		
大府市長		

(裏面)

利用上の留意事項
1 中学生以下はヘルメットを着用すること
2 小学生以下が利用する場合は、保護者が付き添うこと
3 けがや、事故が起こった場合は自己の責任で解決すること
4 その他利用のきまりを厳守し、施設管理者の指示に従うこと

第4号様式中「運動広場」を「屋外スポーツ施設」に改める。

第5号様式中「運動広場」を「屋外スポーツ施設」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年2月1日から施行する。

(大府市事務分掌規則の一部改正)

2 大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(施設の所管)			(施設の所管)		
第3条 施設の所管は、次の表のとおりとする。			第3条 施設の所管は、次の表のとおりとする。		
部	課	施設	部	課	施設
市民協働 部	略	略	市民協働 部	略	略
	略	略		略	略
	スポーツ振興室	市民体育館 市民球場 体育セ ンター <u>屋外スポーツ施設</u> 夜 間照明施設		スポーツ振興室	市民体育館 市民球場 体育セ ンター <u>運動広場</u> 夜間照明施 設
	略	略		略	略

改正後	改正前
別表（第4条関係） 市民協働部 協働推進課 スポーツ振興室 (1)～(9) 略 (10) <u>屋外スポーツ施設の管理及び運営に関すること。</u> (11)～(14) 略	別表（第4条関係） 市民協働部 協働推進課 スポーツ振興室 (1)～(9) 略 (10) <u>運動広場の管理及び運営に関すること。</u> (11)～(14) 略

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の大府市運動広場管理規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の大府市屋外スポーツ施設管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

## 大府市規則第59号

### 大府市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則

大府市農業委員会の委員の選任に関する規則（平成28年大府市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(推薦及び募集の周知) 第3条 市長は、農業委員の推薦の求め及び募集に当たっては、次に掲げる方法のいずれかにより農業者、農業者が組織する団体その他の関係者への周知に努めるものとする。 (1)～(3) 略	(推薦及び募集の周知) 第3条 市長は、農業委員の推薦の求め及び募集に当たっては、次に掲げる方法により農業者、農業者が組織する団体その他の関係者への周知に努めるものとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) その他市長が必要と認める方法</u>

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

## 大府市規則第60号

### 大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大府市建築基準法施行細則（平成19年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認定申請書の添付図書等) 第9条 省令第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 省令第1条の3第1項の表1(ろ)の項に掲げる立面図及び断面図 (法第43条第2項第1号及び政令 <u>第137条の12第11項</u> の規定による認定の申請にあっては、省令第1条の3第1項の表1(ろ)に掲げる立面図) (3) 政令 <u>第137条の12第11項</u> 及び <u>第12項</u> の規定による認定の申請にあっては、省令第1条の3第1項の表2に掲げる既存不適格調書 (4) 略 2・3 略	(認定申請書の添付図書等) 第9条 省令第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 省令第1条の3第1項の表1(ろ)の項に掲げる立面図及び断面図 (法第43条第2項第1号及び政令 <u>第137条の12第6項</u> の規定による認定の申請にあっては、省令第1条の3第1項の表1(ろ)に掲げる立面図) (3) 政令 <u>第137条の12第6項</u> 及び <u>第7項</u> の規定による認定の申請にあっては、省令第1条の3第1項の表2に掲げる既存不適格調書 (4) 略 2・3 略

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

大府市長 岡 村 秀 人

## 大府市規則第61号

### 大府市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

大府市火災予防条例施行規則（昭和45年大府市規則第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第6条 条例 <u>第45条第1項各号</u> に定める火災とまぎらわしい煙等を発する おそれのある行為等の届出は、次に定める様式の届出書によって行わなければ ならない。ただし、届出書によるいとまがないときは、同条第1号から第5 号までに規定する行為等の届出に限り、口頭をもって届け出ること ができる。 (1)～(6) 略	(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第6条 条例 <u>第45条各号</u> に定める火災とまぎらわしい煙等を発するおそれ のある行為等の届出は、次に定める様式の届出書によって行わなければならない。 ただし、届出書によるいとまがないときは、同条第1号から第5号までに規定する 行為等の届出に限り、口頭をもって届け出ることができる。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備  
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機  
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

大府市消防長 殿				年 月 日
				届出者 住所 氏名 (電話番)
防 火 対象物	所在地 名 称	電話 番		
設 置 場 所	用 途 構 造	床面積 階 層	m <sup>2</sup>	消防用設備等 又は特殊消防 用 設 備 等
届 出 設 備	設 備 の 種 類			
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日	
	設 備 の 概 要			
	使 用 す る 燃料・熱源・加工液	種 類	使 用 量	
	安 全 装 置			
取扱責任者の職 氏名				
工 事 施 工 者	住 所	電話 番		
	氏 名			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 当該設備の設計図書を添付すること。

## 附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年1月1日から施行する。